

## 視覚・聴覚障害者センター情報機器等の貸出について

視覚・聴覚障害が円滑なコミュニケーション及び社会活動に係る情報取得のための福祉機器等の貸出をしています。

### 【貸出することができる機器】

- ▶ デイジー機器
- ▶ 拡大用読書機器
- ▶ ブレイルメモ
- ▶ 点字タイプライター
- ▶ 点字器等(点訳絵本、触る絵本、補助具)
- ▶ ヒアリングループ
- ▶ サウンドアシスト(テレビの補聴機器)
- ▶ 集音器
- ▶ ボイスルーラー(声の大きさを測る)
- ▶ ブギーボード(筆談用ボード)
- ▶ 要約筆記のための機器
- ▶ その他、センター長が許可した情報取得のための機器

### 【対象者】

堺市在住・在学・在勤の方で、以下に該当する方。

- (1) 視覚・聴覚に障害があり、情報機器を必要とする方(児)とその保護者
- (2) 前号に掲げる方を主たる構成員とする団体：団体での利用に限る
- (3) 視覚・聴覚障害者の福祉活動に従事する方

### 【申込方法】

- (1) 「施設・情報機器貸出申込書」に必要事項を記入し、職員から取り扱い説明を受けた上でお申し込みください。
- (2) 機器の郵送による貸出・返却は行っておりません。必ず、センターに来所してください。
- (3) 申し込みは、使用日の4か月前から随時受け付けます(先着順)。

### 【貸出期間】

原則として貸出初日を含む8日以内

### 【貸出料】

無料

### 【貸し出しにあたっての留意事項】

- (1) 機器等は、使用マニュアル、及び借用申込書に記入した事項に従って使用すること
- (2) 機器等は丁寧に取扱うものとし、第三者に譲渡、交換、転貸し又は担保に供してはならない。
- (3) 貸出期間を厳守し、使用後は速やかに返却すること。
- (4) 機器等を紛失し、又は破損したときは、同一の現物をもって賠償すること(同一の現物の入手が困難な場合は、視覚・聴覚障害者センター長の指示する代物をもって替えることができる)。